

オランダの独占に挑む：工芸振興協会による アカネ栽培の奨励、1754～75年(上)

大野 誠

はじめに

18世紀のイギリスにおいてアカネはインジゴとともに、当時の基幹産業であった織物業の仕上げ部門＝染色にとって重要な原料植物であった。このことは歴史研究者に広く知られているが、現在にいたるまで、これにかかわる知識はきわめて断片的であり、とりわけイングランドでどのようにアカネ栽培が行われていたか、またこれにかかわる歴史的状況がどのようなものかという点になると、まとまった研究はほとんどない。管見の限り、ほとんど唯一の記述といえるのは、イギリス農業史研究の泰斗、J. サースクが『イングランドとウェールズの農業史 1500-1750年』第3巻の「農業政策：公衆討議と法制定」と題する章のなかで示している、わずか半頁ほどの見解である。サースクはこの箇所以外でも折に触れてイングランドでのアカネ栽培について述べているので、それらをも含めてまとめると次のようになる。

イングランドでのアカネ栽培が熱心に試みられたのは、輸入されていたオランダ産アカネの価格が高騰した1620年代であった。国王ジェームズ1世の国務大臣が染色業者などに栽培を勧めたが、結局うまくいかなかった。しかし、アカネ栽培への関心自体がなくなったわけではなく、王政復古期には栽培の奨励をめざして庶民院へ請願が提出された。だが、これも法制定までにはいたらなかった。ようやくアカネ栽培奨励のための法が制定されたのは、オランダ産アカネの価格が高騰した1750年代になってからであった。1757年の法により、麻や亜麻での場合と同様にアカネ栽培についても、十分の一税 (tithe) を固定するという方法がとられたのであった。こうして、イングランドでのアカネ栽培は、オランダ産アカネの価格が高騰すると広まり、低下するとすたれる傾向にあった⁽¹⁾。

18世紀イングランドにおけるアカネ栽培で1757年法が、ある一定の役割を果たしたことは確かであるが、以上のサースクの理解で問題なのは、

この法制定をオランダ産アカネの価格高騰という経済的要因のみに帰していることである。実を言えば、この法は、工芸振興協会 (the Society for the Encouragement of Arts, Manufactures and Commerce, 通称 Society of Arts) が自らの懸賞活動を効果的に行うために、議会に働きかけて実現したものであった⁽²⁾。サースクの理解では、この点がまったく抜け落ちている。この点にとどまらず、工芸振興協会の活動から、われわれは 18 世紀中葉のアカネ栽培について様々なことを知ることができる。本稿の目的は、これまでに明らかにされたことがなかったイングランドでのアカネ栽培の実態を解明することにある。

本論に入る前に、アカネという植物について少し触れておきたい。本稿の前提として重要だからである。アカネ植物には数種のものがあるが、本稿で対象とするアカネは、正確には学名を *rubia tinctorum* というセイヨウアカネのことである。これは少量が傷薬や利尿剤といった医薬品の原料に使われていたが、大半は当時、「基本五色」の一つと考えられた赤色の染色に用いられた。絹の染色にはほとんど用いられなかったようだが、綿・亜麻・羊毛の染色に使われた場合は「トルコ赤」(Turkey red) と呼ばれ、特に輸出用毛織物の染色には欠かせなかった。19 世紀初期には、赤色染料のなかで最も安価と評されたが、18 世紀においてはマンチェスタの綿織物業者の家財目録に記載されるほど、経済価値があると考えられた。なお、染料物質は、このアカネの長い根から採取される。イギリスでは種子からは生育しないため、栽培には株分けしたものが用いられた。3 年植えのものが染料には最適であり、一度栽培すると地味が落ちるため、イギリスでは 8 年間は空けるべきだと考えられた⁽³⁾。

以下では次のような順序で叙述を進めたい。まず 1. では、工芸振興協会の懸賞活動でアカネ栽培の奨励がどのような位置を占めていたかを明らかにする。2. では 1757 年法の制定にいたるまでの様子を、工芸振興協会の活動に焦点をあわせて検討する(以上が本稿)。3. では、この法をうけて行われた工芸振興協会の活動の様子を取り上げる。最後に、これらの結果イングランドでのアカネ栽培がどのような結末を迎えたかを示すとともに、その原因について考察したい(次号の(下))。



図1. アカネ植物

出典) Philip Miller, *The Method of Cultivating Madder, as it is now practiced by the Dutch in Zealand* (London, 1758), p.1 に添付された図 (原図はカラー)。

1. 工芸振興協会の懸賞活動とアカネ栽培の奨励

工芸振興協会は活動の最盛期である 1760 年代には 100 を越える項目に懸賞をかけていたので、アカネ栽培への懸賞はそのごく一部にすぎず、なぜこれに注目するかが問われよう。この点についていえば、アカネ栽培への懸賞は次に示すように、たいへん特色のあるものであった。

- (a) 最初に決定された 3 項目の懸賞のうちの一つ
- (b) 設立から 20 年間にわたって続けられた数少ない懸賞項目の一つ
- (c) 懸賞金として支払われた額が、農業部門の中で最多であり、単一項目としても第 2 位
- (d) 法制定にまでいたった 2 項目の一つ

このうち(a)と(d)については、以下の関連する箇所述べるので、ここでは(b)と(c)について補足説明を加えておこう。

工芸振興協会は、イングランドでの産業振興をめざして農業、化学、植民地・貿易、製造業、機械、美術の各分野での物品、発明、制作品に懸賞をかけ、応募された作品を審査し、優秀作品に金銭やメダルを授与する活動を行った。たとえば、製造業者が懸賞金の獲得をめざして、さまざまな工夫を行い、製品の質を高めれば、国際競争に打ち勝つことができると目論まれたのである。懸賞項目はこの団体で毎年審議され、応募者がなかった場合や懸賞の有効性に疑義が生じると、懸賞の条件が変更されたり、翌年の懸賞リストから削除されたりした。したがって、ある懸賞項目が長期にわたって続けられたということは、その項目がこの団体で重視されていたことを意味する。上記の(b)のように、アカネ栽培はまさにこれに該当する。ただし、アカネ栽培の懸賞が長期にわたって続けられたのは、上記の(d)に関わる事情も重なっていたが、それについては後述する。

また、懸賞によっては応募があっても、協会が望んだ水準に達していなければ、たとえ競争状態にあったとしても、懸賞金などの授与が見送られることもしばしばあった。したがって、協会が懸賞金を実際に支払った項目は、協会がその有効性を認めたことを意味し、その額の多少は、協会がその項目をどのくらい重視していたかについて、一つの有力な目安になる。

なお、優秀作品に対する賞について付言しておく、この賞は受賞者がジェントルマン層、もしくはそれに相当する場合には金銭では礼を失うと考えられたため、榮譽を称える目的でメダルであった。

アカネ栽培は協会の農業部門の懸賞項目であったので、まず協会の懸賞活動全体のなかで、農業部門がどのような位置を占めていたかについて見ておこう。設立から20年ほどの間に協会が交付した懸賞金・メダルの総計は、次の表1に示す通りである。この表からわかるように、農業部門は、第一位の美術部門にかなりの差をつけられているとはいえ、懸賞部門では第二位であった（額では「その他」に次いで第三位であるが、この「その他」は継続的な懸賞部門ではなかったため、懸賞の6部門と同列には扱えない）。なお、本稿では特に検討対象としないが、この農業部門の特色は、メダル受賞者、つまりジェントルマン層の受賞者が多かったことである。

さて、アカネ栽培は農業部門でどのような位置を占めていたのか。これについては次頁の表2に農業部門の内訳を示したので、それをご覧いただきたい。ここからわかるように、アカネ栽培の奨励には総額で1500ポンドもの懸賞金が支払われており、農業部門のなかで第一位を占め、しかもその割合は農業部門全体の約50%に達していた。また、他部門の懸賞項目を含めて考えても、アカネ栽培を越えていたのは、「その他」の部門にある「魚類の陸送」の3500ポンドだけであった。この「魚類の陸送」は1760年代前半の比較的短い期間に行われたものであるため、額は多いものの、単発的な活動にすぎなかった。したがって、活動の継続性を考慮に入れると、アカネ栽培の奨励は、明らかに工芸振興協会が最も重視してきた活動の一つであった。

表1. 工芸振興協会が1754-1776年に交付した懸賞金・メダルの総計

部 門	懸賞金の総額			メダル	
	£	s	d	金	銀
農業	3201.	19.	0	56	26
化学	1315.	5.	0	2	1
植民地・貿易	2785.	13.	8	12	0
製造業	2026.	1.	0	1	3
機械	2284.	14.	6	6	10
美術	8325.	5.	0	10	6 (+106パレット)
その他	3613.	0.	0	16	0
合計	23551.	18.	2	103	46 (+106パレット)

表 2. 農業部門の内訳

懸賞項目	懸賞金の総額		メダル	
	£	s	金	銀
アカネ栽培	1516.	13	2	0
牧草類の栽培	464.	17	3	0
麻の増産	420.	0	0	0
農具の発明	390.	10	5	2
養蜂	145.	0	4	3
家畜飼育法の改善	111.	16	7	5
穀物栽培の改良	103.	3	4	3
植林	30.	0	28	12
赤へびの駆除法	20.	0	0	0
だいおうの増産	0	0	3	0
合計	3201.	19	56	26

表 1・2 の出典：

A Register of the Premiums & Bounties given by the Society for the Encouragement of Arts. . . from the original Institution, 1754-1776, (London, 1778).

2. 初期の様相：1750 年代の活動

(1) 「アカネ栽培」懸賞の提案

アカネ栽培が懸賞項目として提案されたのは、1754 年 3 月 22 日に開催された工芸振興協会の設立会議においてであった。この会議では、アカネ栽培のほかに 2 つの懸賞項目も提案された。すなわち、陶器の絵付けに用いる「コバルト」（今日の「呉須」、すなわち酸化コバルト）と、若手工芸職人の育成をめざした「少年・少女の絵画」である。この 3 項目に共通するのは、どれも染色業の振興にかかわるという点である。このうち少年・少女の絵画についてはすぐにその場で決定されたが、コバルトとアカネについては年間の輸入量を税関の台帳で調査した上で正式決定することになった⁽⁴⁾。

ここでまず検討が必要なのは、誰がアカネ栽培を提案したかである。設立会議に参加した 11 名についてはこの会議の議事録に名前が記されているが、懸賞項目の提案者については記載されておらず、残念ながら、特定

できない。最も可能性が高いのは、協会の設立提案者である画家・絵画教師のシップリ (William Shipley, 1715-1803)、もしくはシップリとともに協会の設立に大きな役割を果たしたベイカー (Henry Baker, 1698-1774) である。両者は、協会を設立するにあたってモデルとしたダブリンの団体の懸賞リストを手に入れており、このリストにはアカネ栽培が懸賞項目の一つとしてあげられていたからである。さらに、シップリに関していえば、彼は協会を設立するためにロンドンに移ってきたが、その前はノーサンプトン (Northampton) に住んでいたため、そこで栽培されていたと思われるアカネを実際に見ていた可能性もある⁽⁵⁾。しかし、誰が提案したにせよ、アカネ栽培を懸賞項目として提案することは、さほど困難なことではなかった。すでに先例がダブリンの団体に見られたし、協会が設立された直後に活動を始めたエディンバラの団体でもアカネ栽培は懸賞項目の一つになっていたからである⁽⁶⁾。いわば、アカネ栽培は、時代が要請したものであった。

設立会議では、懸賞項目の提案だけに終わったが、その一週間後の第2回目の会議ではシップリが調査した1753年のアカネ輸入量が報告され、多量のアカネがオランダから輸入されていることが判明した。これを受けて、アカネ栽培に懸賞をかけることが正式に決定され、その直後には懸賞への応募を求める広告が新聞に初めて掲載された。それによれば、「染色用アカネの栽培と増産のために、20重量ポンド以上を栽培した人物に30ポンドの懸賞金を提供する。応募の締め切りは1756年1月15日で、栽培されたアカネの見本と栽培証明書が必要」というものであった。また、この広告の末尾には懸賞項目に関する情報提供の呼びかけ文も添えられていた⁽⁷⁾。

この呼びかけに答える形で、アカネに関する様々な情報が実際に協会に寄せられた。たとえば、1755年5月にはノーサンプトンの市参事会員からアカネの栽培方法について、土壌が重要であること、4月初めに植え付けを行い、成長させるまでに3年かかり、毎年夏には植え替えを行うこと、11月に掘りだし、よく洗浄した後でモルト用の炉で乾燥しなくてはならないことなどが伝えられた⁽⁸⁾。また、その2ヶ月後には会員のベンサム (Jeremiah Bentham Esq., 有名なベンサムの父) から、オランダでは栽培から乾燥・粉碎までが同じ場所で行われ、粉碎施設までつくられていること、またオランダからの輸入品は薬剤販売業者 (dry-salter) を通じて取り扱われ、染色業者に販売されていること、さらに当時取引されていたア

カネには粉碎の程度に応じて 4 種類あることなどが報告された⁽⁹⁾。

1755 年 12 月末には、自らアカネを実験的に栽培しているソープ^(John Thorpe)から、協会のアカネ栽培懸賞活動の今後に影響を及ぼすことになる重要な情報が寄せられた。この人物は、ロンドンのウォッピング (Wapping) で薬剤師 (apothecary) を営んでいたが、ロンドン近郊で二人の人物から総計 10 エーカーほどの土地を借りて、10 年以上にわたってアカネを栽培していた。この人物は薬剤師を営んでいたため、彼の栽培していたアカネは医薬品用と想像されるかもしれないが、そうではなかった。染色業者が彼のアカネはオランダ産よりも上質であると評価していたことから窺えるように、明らかに染色原料として栽培されたものであった。彼が協会に伝えた情報によれば、ケント州のウリッジ (Woolwich) では 10 数年前から 20 エーカーほどの土地でアカネが栽培されていただけでなく、栽培家が特許状 (patent) を取得しようとして染色業者との間で裁判沙汰にまでなっていたこと、今後イングランドでアカネ栽培を普及するためには議会で法を制定すべきこと、また栽培されたアカネは国内用だけでなく、輸出にも回せることであった。加えて彼は、協会が懸賞金を交付する際には、一定量を栽培した人すべてに与えるべきだと提案した⁽¹⁰⁾。

アカネ懸賞の応募が締め切られた翌日、すなわち 1756 年 1 月 16 日には 5 名の審査委員により、二人の応募者のうちから、最初の懸賞金が上記のソープに与えられることが決定され、この審査結果は 1 月 21 日の協会の会議で承認された⁽¹¹⁾。ちなみに、もう一人の応募者、サリー州のショウ (Samuel Shaw) は、2 年後の 1758 年に懸賞金を獲得することになる人物であった⁽¹²⁾。

(2) 「アカネ栽培奨励法」へ向けての協会の動き

協会がアカネ栽培をイングランドで普及させるために、議会に働きかけて法を制定するようになったのは、最初の受賞者となったソープの意見に端を発している。彼の意見によれば、イングランドではオランダ産のものよりも上質のアカネが栽培できるが、十分の一税がそれを妨げているのであった。この点にかかわる状況については、以下で明らかにするが、アカネ栽培を妨げる要因については、別の意見も協会に寄せられていたので、それを先に検討しておこう。

協会が議会への働きかけを行っている 1758 年 2 月中旬に、税関の係官か

ら次のような意見が協会に手紙で送られてきた。それによれば、アカネはかつてイングランドでも栽培されていたが、1721年法（絹製造奨励法、8 Geo. 1, c. 15）によって輸出染料への課税が義務付けられた。この結果、染料業者は経済的に安価な外国産アカネを輸入するようになり、国内では栽培されなくなったというのである⁽¹³⁾。

この人物が指摘するように、1721年法での課税の結果、イングランドのアカネ栽培家が輸出用アカネの栽培に熱意を失った可能性はないとはいえない。しかし、実際にはこの法が制定される直前の数年間やその10年前の貿易量を検討すればわかることだが、この頃イングランド産アカネが輸出されていた兆候はなく、実際にはかなりの量がオランダから輸入されていた。これについては、次頁の表3をご覧ください。したがって、1721年法が原因となってアカネ栽培が衰退したとは考えられないのである。

さて、ソープの意見に戻ろう。彼の意見は、1756年3月10日の協会の会議で取り上げられ、それを検討するために、委員会（「アカネ委員会」と称された）が設置されることになった⁽¹⁴⁾。このアカネ委員会は、3月16日に開催され、副会長のウィトワース（Charles Whitworth, c. 1714-78, 庶民院議員）ほか主要メンバー6名が参加し、ソープと友人のミラー（Philip Miller, 1691-1771）に出席を求めて意見が聴取された。ミラーは、薬剤師組合のチェルシー薬草園（Chelsea Garden）の園長で、園芸分野ですでに多数の著作を著していただけてだけでなく、外国産植物の栽培についてはロンドン随一と評価されていた人物であった。アカネ栽培についても、1720年代にオランダを訪れ、その実情をつぶさに観察していた⁽¹⁵⁾。その様子は、彼が1758年に出版した小冊子、*The Method of cultivating Madder, as it is now practiced by the Dutch in Zealand* で明らかにされることになる。彼がこの会議に出席を求められたのは、このような彼の名声と経験に加えて、ソープが法制定の必要性を述べていた手紙のなかで彼の名前を出していたからであった。ミラーの意見によれば、土壌の点から考えると、アカネはオランダよりもイングランドの方がよく育ち、実際かつてはイングランドでも栽培されていたが、十分の一税が障害となって現在では栽培されなくなったのであった。ソープもこれと同意見で、麻や亜麻と同様に十分一税を固定しない限り、アカネ栽培は普及しないというものだった⁽¹⁶⁾。この委員会の報告書は3月17日の会議で報告され、懸賞リストの文を若干修正するという委員会提案が了承された⁽¹⁷⁾。

表 3. アカネ (crop) の輸出入量、1711年・1718-22年
 単位：100重量ポンド (四捨五入)

年	輸 入			外国品の輸出
	Holland		その他	
	L	O	合 計	
1711	64	27	91	Germany 0.8
1718	111	27	138	
1719	57	33	90	
1720	77	23	100	Ireland 0.2
1721	57	27	84	Portugal 0.1
1722	109	22	131	Ireland 0.2 Pennsylvania 0.1 Isle of Jersey 0.1

出典： Ledgers of Imports and Exports, 1697-1780. Public Record Office, Kew. (マイクロフィルム記号 Cust 3)

表 3 についての注記

1) 取引されていたアカネには、crop, fat, mull の 3 種類があった。表にはこのうち、最良品質で貿易量の多い crop のみを示した。1 重量ポンド当たりの輸入価格 (1st value) は次の通り (単位はシリング)。

crop: 35-45, fat: 15-25, mull: 7-9

それぞれの平均価格に重量をかけると、輸入額が得られる。

[例] 1711 年オランダ産アカネ (crop) がロンドン港に輸入された場合、{64 × 100} 重量ポンド × £ 2 (=40 シリング) = £ 12,800

2) 「年」: 1711 年は 1710 年クリスマスから 1711 年クリスマスまで

3) L: ロンドン港、O: これ以外の港 (Out Ports)。なお、輸出入台帳では、イギリス船と外国船の区別がなされているが、表では合算した数値を示した。

4) 輸出の欄は、イギリス産でなく、「外国品」の輸出を示したものであることに注意されたい。たとえば、1722 年の欄には Ireland が輸入と輸出の両方でてくるが、これはアイルランド産アカネがイギリスを經由して他の地域へ送られたことを意味しよう。なお、輸出価格は送り先によって異なり、アイルランドへは 1 重量ポンド当たり 43-50、ポルトガルへは 46-52 (単位はシリング) であった。

この時期、イギリス産アカネの輸出は記録されていない。

しかし、この後1年近くの間、協会がこの件について審議することはなかった。新しい動きが現れたのは1757年1月19日の会議であった。ちょうどこのころは、次年度の懸賞項目を決定する時期にあたっていたこともあり、「アカネ委員会」のメンバーであったクリーヴ (Bourchier Cleeve, 1715-60、しろめ細工師)が議会に法制定を働きかけるかどうかを検討するための委員会をつくるよう提案したのである。この提案は認められ、直ちに9名の委員が任命された⁽¹⁸⁾。だが、この委員会でも何も決まらなかった可能性が強い。というのも、1757年の協会の議事録を見る限り、アカネ栽培については、懸賞文の検討、受賞者の決定にかかわる記述しか見られないからである。

ようやく1758年1月4日の会議においてクリस्प (Nicholas Crisp, c. 1704-74、宝石細工師)が「アカネ栽培促進のための最良の方法を検討する委員会」の設置を提案し、15名の委員が任命された⁽¹⁹⁾。クリस्पは協会の活動的な会員であるだけでなく、自らもアカネを栽培しており、実は20日ほど前に協会の「アカネ懸賞」を受賞していた。クリस्पの提案した委員会での審議が法制定につながった可能性が高いが、残念なことに、協会にはこれに関わる史料は残されていない。その後の議事録から窺えるのは、この委員会が1月18日になっても開催されていなかったことである⁽²⁰⁾。具体的な様子については不明であるにしても、協会のこの時期の活動的会員のなかには、副会長の一人であるウィットワースをはじめ、ヴァーニ (Ralph Verney, 1717-91)、ヤング (Sir George Yonge, 1733-1812)、ウェブ (Philip Carteret Webb, 1700-1770)といった庶民院議員がいたし、会長のフォークストン子爵 (Sir Jacob Bouverie, 3rd Bt., Visc. Folkestone, 1694-1761)をはじめ、貴族院議員である貴族が少なくとも5名はいたため、これらの議員を通じて、法制定のための請願が行われたと思われる⁽²¹⁾。

実際、1758年2月には庶民院で審議がはじまった。その様子を見ることにしよう。

(3) 「アカネ栽培奨励法」に関する議会での審議

2月13日には「アカネの輸入・栽培検討委員会」が設置され、70名の議員が任命された。同時に、過去7年間についてオランダからの輸入量が調査されることになった⁽²²⁾。2月27日の委員会では、税関の台帳に基づきその量が報告されるとともに、6名の関係者から意見聴取が行われた。

最初に意見を述べたのはチェルシー薬草園のミラーであった。彼は 36 年間にわたってイングランドでアカネを試験的に栽培してきただけでなく、オランダでの栽培法を実際に見たことがあり、土壌の点からいえば、イングランドの方が向いており、アカネはイングランドでも十分栽培できると述べた。2 番目はロンドンの商人エドワード (George Edwards) で、彼はオランダからアカネを輸入するとともに、自らも 1738 年から 10 年間に(ケント州の)ウリッジで、30 名ほどの貧民を雇い、34 エーカーの土地でアカネを栽培し、多くの人に販売したが、質のよくないものが混じっているオランダのものよりもよいとの評価をえたこと、十分の一税が年・1 エーカー当たり 4～5 シリングに固定されるなら、この国でも十分栽培でき、そうすれば国の出費は半分に減るだろうと述べた。

三番目の意見陳述人は上記のソープで、彼は自らの経験を語るとともに、栽培したアカネの一部は東インドにも販売し、その評判はいいこと、またエドワードと同様に、十分の一税がイングランドでのアカネ栽培を妨げており、それが是正されれば、国の出費は半分に減らせるだろうと発言した。4 番目は、キャリコ捺染業者のファーマー (Edward Farmer) で、彼はキャリコを染めるためにアカネを年に 250 トン使っているが、かつてその価格が 100 重量ポイント当たり 3 ポンドであったが、いまや 5 ポンド 5 シリングに急騰し、かつオランダ産のものにはしばしば質の悪いものが混ぜられていると証言した。5 番目のキャリコ捺染業者、ブロートン (Edward Broughton) も同様のことを発言した。最後の意見陳述人、染色業者のタック (William Tuck) はソープの栽培したアカネを使っていたが、それはオランダ産のものよりも良質であること、またアカネが輸出用の羊毛製造業に不可欠であると述べた。

これらの意見を受けて委員会では、アカネは染色に不可欠であり、この国の製造業と貿易に多大の影響を与えていること、アカネはこの国で少なくとも外国産と同程度の品質のものを栽培できること、アカネ栽培を奨励すれば、外国から無課税で輸入されている分の巨額な費用を節約でき、国内の貧民の雇用対策になること、またアカネ栽培奨励のために十分の一税を固定する法が必要であることを決議した。そして、麻や亜麻の十分の一税を固定した法 (3 Will. & Mar., c. 3) などの関連諸法を確認した後、アカネ栽培奨励のために十分の一税を固定することを決定した⁽²³⁾。

この後、法案は 3 月 10 日に庶民院の本会議へ提出され、2 回の読会など

を経て、4月7日に可決された⁽²⁴⁾。4月10日には貴族院で第1読会が始まり、4日後の第2読会を経て、証人宣誓が行われた。ここで注目したいのは、証人の顔ぶれである。招集された証人の数は16名で、このなかには庶民院での6名に加えて、ウェイド (Edward Wade, ? -1759)、エドワーズ (George Edwards, 1694-1773) といった工芸振興協会の活動的会員、また前述のクリスプ、サッター (John Suter)、(そしておそらくローズ (John Rose)) といった協会のアカネ懸賞を数ヶ月前に受賞した人々が含まれていた⁽²⁵⁾。工芸振興協会の1757法への関与は、請願にとどまらず、法案審議の内容にかかわる意見陳述人や証人の人選にまで及んでいたのである。

法案は字句の一部を修正した後、6月9日に最終的に制定された(施行日は、1758年8月1日)⁽²⁶⁾。この法で重要な点は次の二つである。第一に、十分の一税を年・1エーカー当たり、5シリングに固定したこと。第二に、この法は14年間の時限立法であったこと。ただし、後者については、1765年の法 (5 Geo. 3, c. 18) によりさらに14年間延長された⁽²⁷⁾。

ここで、この法のキイ・ワードである十分の一税に触れておこう。この税は中世に起源し、収穫された農作物の十分の一を教会に納めることをもともとは意味したが、17世紀以降になると、教会にとどまらず、世俗の土地所有者へ納めるものへと転換され、さらに大小の区別がなされるなど、かなり複雑な税であった⁽²⁸⁾。しかし、税制全体におけるこの税の位置や徴収法の詳細などは本稿にとって明らかに埒外である。ここでは、この税を一種の土地税と理解しておく。ただし、ここでポイントとなるのは、この税を固定したことである。本来の十分の一税なら、支払うべき税の額は収穫量によって左右されるが、これを固定すれば、収穫量が多くなるほど、栽培者が手にする利益の絶対量は増えることになる。したがって、栽培者は当然、増産に励もうとする。この法が「奨励法」である所以は、まさにこの点にあった。

注と文献

- (1) Joan Thirsk (ed.), *Agricultural Change: Policy and Practice, 1500-1750* (Chapters from *The Agrarian History of England and Wales, 1500-1750*, vol. 3), (Cambridge U. P., 1990), p. 168, p. 165, p. 171, p. 268.
- (2) [Anon.], *A Register of the Premiums and Bounties given by the Society instituted at London for the Encouragement of Arts, Manufactures, and Com-*

merce, 1754-1776, (London, 1778)の Agriculture の項目の Observations on the Effects of Rewards bestowed in the Class of Agriculture の記述より (この著作には頁が割り振られていない)。「会員のなかの数名の議員により、請願がなされ、法として制定された」旨、はっきりと書かれている (Observation の右欄の 2 段落目の後半)。

- (3) ここで述べたアカネに関する情報は、次の各事典の madder の項目による。Thomas Mortimer, *A General Dictionary of Commerce, Trade, and Manufactures*, (London, 1810). Malachy Postlethwayt, *The Universal Dictionary of Trade and Commerce*, 4th ed., 2vols, (London, 1774). *Encyclopaedia Britannica*, 1st ed., 3 vols, (Edinburgh, 1771). (なお、*Encyclopaedia Britannica* の記述は、Malachy Postlethwayt の事典から一部を転載したものである。) Robert Hunt(ed.), *Ure's Dictionary of Arts, Manufactures and Mines*, 5th ed. (enlarged.), vol. 3, (London, 1860), pp. 1-14. また、「赤」が当時の「基本五色」の一つであったことについては、P. J. Macquer, *A Dictionary of Chemistry* [tr. by James Keir], 2nd ed., 3vols (London, 1777), [*Dictionnaire de Chymie*, 1st ed., 1765], vol. 1 の項目 Dying の最初の注(u) (この事典には頁数が示されていない)。

アカネが綿織物業者 (具体的には、マンチェスタの綿工業の発展に大きな足跡を残した Samuel Oldknow) の家財目録に記載されていた点については、次を参照されたい。拙稿「18 世紀中葉イギリスの染色業に関する史料について——染色見本と手稿を中心に——」、『愛知県立大学外国語学部紀要』(地域研究・国際学編) 第 31 号 (1999 年)、p. 75。

- (4) 設立会議の議事録については、次の著作の付録に掲載されている。D. G. C. Allan, *William Shipley, Founder of the Royal Society of Arts: A Biography with Documents* (London, Scholar Press, 1968), pp. 188-189. なお、この会議で提案された 3 つの懸賞項目がいずれも、染色業の振興にかかわるという点については、次の拙稿を参照されたい。拙稿「イギリス産業革命前夜の工芸と産業——工芸振興協会による染色業振興策——」(平成 12 年度～平成 14 年度科学研究費補助金成果報告書、研究課題番号：60233227、平成 15 年 3 月)、p. 3。
- (5) ノーサンプトンでアカネ栽培については、以下で示すような手紙が協会に送られてきたからである。注の(8)を参照されたい。
- (6) ダブリンとエディンバラの懸賞団体については、次の拙稿ですでに論じたので、それを参照されたい。拙稿「啓蒙主義と産業革命のはざままで——ソサエティ・オヴ・アーツ設立期の懸賞活動——」、(柏木肇らとの共著)『科学と国家と宗教』(平凡社、1995 年)、pp. 67-77。
- (7) 懸賞への応募を求める初めての広告文は、次の著作の付録に掲載されている。D. G. C. Allan, *op. cit.* (4), pp. 190-191. この文書については日付が記されていないため、

Allan は3月25日と補っているが、これは誤りである。というものも、3月29日に開催された第2回目の会議で新聞へこの広告文を掲載することが決定されたからである。第2回目の会議については、So. Min., 1754. 3. 29を参照（手稿史料である議事録については、頁数がはっきりしない場合もあるため、開催された会議の年月日で示す。以下、同様）。

- (8) Alderman Gibson からの 'The Method of cultivating and curing Madder' と題した手紙（1755年5月7日付）、RSA Guard Books, vol. 1, no. 40. なお、Guard Books とは、協会へ送られてきた手紙類などを保管する整理箱のことであり、文書のほとんどは手稿である。
- (9) Bentham からの手紙（1755年7月付）、RSA Guard Books, vol. 1, no. 38. ベンサムについては、次の拙稿でもごく簡単に触れている。拙稿「Society of Arts 設立期（1754-57）の活動的会員のプロソグラフィ」、『長崎大学教養部紀要』（人文科学篇）第32巻第2号（1992年）、p. 61.
- (10) Thorpe からの手紙は、RSA Guard Books, vol. 1, no. 82（1755年12月29日付）を参照。またソーブ自身の栽培の様子については、栽培証明書、RSA Guard Books, vol. 1, no. 80（1756年1月21-22日付）、vol. 7, no. 85（1763年2月19日、11月22日付）を参照。ソーブについては、拙稿 'The Winners of Premiums awarded by the Society of Arts for Madder Cultivation, 1756-75', 『愛知県立大学外国語学部紀要』（地域研究・国際学編）第29号（1997年）、p. 3も参照されたい。
- (11) 審査委員会の決定書、RSA Guard Books, vol. 1, no. 79（1755年1月16日付）を参照。審査委員は John Spence, Thomas Platt, Paul Jordus, Edward Farmer, William Hanson であった。協会の会議での承認については、協会の議事録 So. Min., 1756. 1. 21 を参照。
- (12) Shaw については、拙稿、前掲論文(10)、p. 4 を参照。
- (13) RSA Guard Books, vol. 3, no. 137（1758年2月15日付）。
- (14) So. Min., 1756. 3. 10.
- (15) ミラーについては、*Dictionary of National Biography* を参照。
- (16) 「アカネ委員会」の報告書、RSA Guard Books, vol. 1, No. 96（1756年3月16日付）による。委員会の出席者は、Whitworth, Thomas Manningham, Peter Wyche, John Goodchild, Bouchier Cleeve, Nicholas Crisp, James Warner であった。これらの人物はいずれも協会初期の活動的メンバーであった。この点は、注(9)の拙稿を参照。
- (17) So. Min., 1756. 3. 17.
- (18) So. Min., 1757. 1. 19. 委員は Cleeve, Manningham, Henry Strachey, Whitworth (MP), Edward Hooper (1702-95, commissioner of Customs), Tayer, Sir George Yonge (1733-1812, MP), Edward Wade, Warner であった。

- (19) So. Min., 1758. 1. 4.
- (20) So. Min., 1758. 1. 18. ここでは「検討委員会は会議を開催すること」とだけ記されている。
- (21) これらの庶民院議員と貴族については、設立から 1757 年 12 月までの活動的会員 73 名のプロソグラフィを明らかにした、前掲の拙稿(注(9))を参照されたい。
- (22) *Journal of the House of Commons*, vol. 28, p. 88 (13 Feb. 1758).
- (23) *Ibid.*, pp. 108-109 (27 Feb., 1758).
- (24) *Idid.*, p. 127 (10 Mar.), p. 158 (17 Mar.), p. 168 (23 Mar.), p. 179 (7 Mar.), p. 226 (1 May), p. 229 (2 May), p. 290 (Royal Assent, 9 June).
- (25) 証人については、*Journal of the House of Lords*, vol. 29, p. 312 を参照。審議の様子については、*ibid.*, vol. 29, p. 293 (10 April), p. 303 (14 April), p. 313 (26 April), p. 318 (28 April), p. 323 (2 May), p. 366 (Royal Assent, 9 June).
- (26) *The Statutes at Large*, vol. 8 (1756-62), p. 182. この法の正式名称は、Anno 31^o Geo. II, A. D. 1757, CAP. XII 'An Act to encourage the Growth & Cultivation of Madder in that Part of Great Britain called England, by ascertainan the Tithe thereof'.
- (27) *The Statutes at Large*, vol. 26 (4 to 5 Geo. III, 1764-65), p. 214.
- (28) 十分の一税の詳細については、次が参考になる。Eric J. Evans, 'Tithes, 1640-1750', in Joan Thirsk (ed.), *op. cit.* ((1)) , pp. 216-232,